

八王子市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 24 日 施行

令和 3 年 8 月 26 日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)に基づいて実施する地域密着型サービス施設の整備に対して、東京都の「地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱」に基づいて交付される補助金を財源とし、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、地域密着型サービス等整備事業について、その事業に要する費用の一部を補助し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、指定予定地域密着型サービス事業者のうち別表の第1欄に定める対象施設を整備する運営事業者又は土地所有者等とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱における補助対象事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う別表の第1欄に定める対象施設の整備であって、事業計画に適合したものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、別表の第4欄に定める対象経費のとおりとする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1)土地の買収又は整地に要する費用
- (2)既存建物の買収に要する費用
- (3)職員の宿舍に要する費用
- (4)その他施設整備費として適当と認められない費用
- (5)次のアからエまでに該当する改修事業
 - ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
 - イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
 - ウ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの

エ 本補助金以外の助成対象となる事業

(補助金交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める対象施設ごとに第2欄に定める基準単価に第3欄に定める単位を乗じて算出した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定して算出された額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の交付要綱に定める算定方法を適用する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、第1号様式に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受け、審査を行い補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金額を決定し、第2号様式により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し、第3号様式により補助申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請者(以下「補助決定者」という。)に対して別記1の補助条件を付すものとする。また、補助決定者が土地所有者等の場合は、別記2の補助条件を併せて付すものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助決定者は、別記1の補助条件7に定める補助金の額の確定通知を受けたときは、所定の期日までに第9号様式により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、東京都からの補助金の交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、東京都が交付決定した補助金額と同一額で交付額が確定されることが明らかな場合は、この限りでない。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日八王子市条例第23号。以下「暴排条例」という。)第9条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団

(2) 補助事業者の代表者又は役員のうち、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

(3) 暴力団若しくは暴力団員を利用している、あるいは資金を提供又は便宜を共用しているなど密接な関係を有すると認められたとき。

3 市長は、第8条の交付決定を受けた補助事業者が、前項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じ補助事業者が本条第2項各号のいずれかに該当するか否かを警視庁に対して確認を行うことができるものとする。

5 前項の確認は、第10号様式により行うものとし、市長は補助事業者に補助金の申請時あるいは必要に応じて提出させることができるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

| 1 対象施設 | 2 基準単価 | 3 単位 | 4 対象経費 |
|----------------------------------|----------|------|---|
| ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 | 4,480千円 | 床 | <p>事業計画に基づく施設等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(要綱第5条に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型事業所を含む) | 33,600千円 | 施設 | |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 5,940千円 | 施設 | |
| ・看護小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型事業所を含む) | 33,600千円 | 施設 | |
| ・認知症対応型デイサービスセンター | 11,900千円 | 施設 | |
| ・地域包括支援センター | 1,190千円 | 施設 | |

上記の地域密着型サービス等の施設及び認知症高齢者グループホームを合築・併設する場合、基準単価を5%増額します。

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、第4号様式によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 状況報告

補助事業者は、市長から請求があったときは、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の進行状況について、第5号様式により、市長から指定された日までに報告しなければならない。

4 事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、第6号様式により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 補助事業の遂行命令

- (1) 3、4及び6による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、第7号様式に必要な書類を添付して補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

市長は、6の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者へ通知する。

8 是正のための措置

- (1) 市長は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 6の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 市長は、9によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

12 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

13 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

14 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、市長の承認を受けて13の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 財産管理

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

17 帳簿の整理

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

18 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

19 第三者委託の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

20 事業実施のための契約手続

補助事業者が、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

21 根抵当権設定の禁止

本事業において補助を受けて地域密着型サービス等の施設を整備する者は、当該施設の土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

22 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。

別記2

土地所有者等に対する補助条件

土地所有者等に対して地域密着型サービスの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する施設等運営法人が確定しており、運営法人と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件(賃料等)について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

3 法定相続人の同意等

土地所有者等が、高齢又は家族がない等の場合には、法定相続人の事業継続の同意書を提出すること。